

相模原・津久井地域合併協議会謝礼基準

(趣旨)

第1条 この基準は、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員(相模原市長、城山町長、津久井町長、相模湖町長及び神奈川県職員を除く。)、アドバイザー及び監事(以下「委員等」という。)に対する謝礼について必要な事項を定める。

(謝礼)

第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、委員等が協議会の会議に出席したときは、1回につき次に掲げる額の謝礼を支払うものとする。

- (1) 委員 2,000円
- (2) アドバイザー 15,000円
- (3) 監事 2,000円

2 会長は、会長の依頼により市町村の合併に関する講演等を行った者に対し、謝礼として、1時間につき15,000円を支払うものとする。

(支払方法)

第3条 謝礼は、原則として四半期毎に口座振替により支払うものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。